

令和4年第5回会津若松市

農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和4年5月20日 午前9時00分から
- 2 場所 会津若松市役所河東支所2階大会議室
- 3 委員 農業委員 19名 農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 18名

1番委員	庄司 遼	2番委員	多田 善信	3番委員	長尾 好章
4番委員	渡部 一夫	5番委員	折笠 康裕	6番委員	星 富士雄
		8番委員	佐野 和枝	9番委員	小檜山 祐一
10番委員	丸山 世子	11番委員	吉田 和明	12番委員	渡邊 直也
13番委員	吉田 武幸	14番委員	弓田 秀一	15番委員	佐々木 隆夫
16番委員	渡部 裕末	17番委員	奈良橋 渉	18番委員	渡部 政美
19番委員	永井 茂				

出席した農地利用最適化推進委員 17名

1番委員	二瓶 正貴	2番委員	島影 盛継	3番委員	本田 武史
4番委員	室野井 建一	5番委員	佐藤 直意	6番委員	菅井 洋一
7番委員	鈴木 衛	8番委員	佐藤 恒男	9番委員	渡部 政治
10番委員	武田 久美子	11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一
		14番委員	星 俊典	15番委員	高橋 一美
16番委員	岩橋 近芳	17番委員	棚木 信治	18番委員	手代木 久司

5 欠席した農業委員 1名

7番委員	大竹 健司				
------	-------	--	--	--	--

欠席した農地利用最適化推進委員 1名

13番委員	皆川 庄司				
-------	-------	--	--	--	--

6 出席した事務局職員

事務局長	小島 善樹	事務局次長	余田 郷太	主幹	鈴木 公彦
主任主査	慶徳幸一郎	主任主事	渡部 恭平		

農政課

--	--	--	--	--	--

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和4年第5回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。 これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について先に申し述べます。</p> <p>総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。 また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。</p> <p>なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただき、発言をお願いいたします。 本日出席の農業委員は18名でありまして、定足数に達しております。 また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は17名であります。</p> <p>それでは只今より会議を開きます。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。 (異議なし の声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員9番・小檜山 祐一 委員、農業委員11番・吉田 和明 委員、以上二名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員2番) 島影 盛継 委員</p>	<p>始めに、議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>門田地区担当委員より1番から2番について説明願います。</p> <p>議案第15号1番から2番について、推進委員2番 島影盛継より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転をしようとするものです。 調査月日は、5月11日午後5時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員4番) 渡部 一夫 委員</p>	<p>湊地区担当委員より3番から5番について説明願います。</p> <p>議案第15号3番から5番について、農業委員4番渡部一夫より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 これらの案件については、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、5月17日午前8時30分より、地区担当委員3名が申請書記載内</p>

	<p>容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長 (推進委員17番) 棚木 信治 委員</p>	<p>堂島地区担当委員より6番について説明願います。</p> <p>議案第15号6番について、推進委員17番棚木信治より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。この案件については、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。</p> <p>調査月日は、5月19日午前7時30分より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件について ご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。よって、議案第15号 は原案のとおり決せられました。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。</p>
<p>会 長 (農業委員4番) 渡部 一夫 委員</p>	<p>湊地区担当委員より1番について説明願います。</p> <p>農業委員4番渡部一夫より、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番について報告いたします。申請の詳細は議案書記載のとおりであります。この案件につきましては、農地法第5条第1項の規定に基づき、農業用施設を整備するため、所有権の移転をするものです。農地区分については、第1種農地の「農業用施設」に該当するものであり、転用許可可能なものであります。なお、これは合同調査でありまして、5月17日午前10時15分から、農地部会より 吉田 部会長、大竹 副部会長、丸山 部会委員の3名の他、地区委員4名、事務局1名の計8名で実施したものであり、本件については、都市計画法は区域外、農振法・土地改良区は協議済みであり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。</p>
<p>会 長 (農業委員11番) 吉田 和明 委員</p>	<p>日橋地区担当委員より2番について説明願います。</p> <p>農業委員11番 吉田和明より、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」の2番について報告いたします。</p>

	<p>申請の詳細は議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、農地法第5条第1項の規定に基づき、鉄塔周辺を工事用地として、一時転用するものです。</p> <p>農地区分については、申請事業が「仮設工作物の設置,その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、第1種農地の「一時転用事業」と見られ、申請地周辺の他の候補地では事業達成が困難なことから、転用許可可能なものであります。</p> <p>なお、これは合同調査でありまして、5月17日午前9時15分から、農地部会より吉田 部会長、大竹 副部会長、丸山 部会委員の3名の他、地区委員3名、事務局1名の計7名で実施したものであり、本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。</p>
会 長	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
農地部会長 吉田 武幸 委員	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
会 長	<p>各地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第16号 は原案のとおり決せられました。</p>
会 長	<p>次に、議案第17号 農用地利用集積計画の作成について を議題といたします。</p> <p>(※関係する議案により退席 農地利用最適化推進委員) 佐藤 恒男 委員 退席</p>
会 長	<p>所有権移転についてお願いします。</p> <p>地区担当委員の調査報告を求めます。</p>
会 長	<p>高野地区担当委員より1番について説明願います。</p>
(農業委員14番) 弓田 秀一 委員	<p>農業委員14番 弓田秀一より議案第17号 所有権移転の1番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、認定農業者へ所有権の移転をしようとするものです。</p> <p>農地価格等の申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき5月16日午後1時より地区担当委員2名が、申請人の立会いのもと調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>利用権設定についてお願いします。</p>

<p>会 長</p> <p>(農業委員 8 番)</p> <p>佐野 和枝 委員</p>	<p>各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>南四合・町北地区担当委員より 1 番から 8 番について説明願います。</p> <p>農業委員 8 番 佐野和枝より議案第 17 号 利用権設定の 1 番から 8 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>1 番から 7 番の案件については、農業次世代人材投資資金の受給者である新規就農者に対して、親族がこれまで借りていた農地について利用権の設定を行うものです。</p> <p>8 番の案件については、農業を営む法人に対する利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、5 月 13 日午前 9 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 5 番)</p> <p>佐藤直意 委員</p>	<p>神指地区担当委員より 9 番から 16 番について説明願います。</p> <p>推進委員 5 番佐藤直意より議案第 17 号 利用権設定の 9 番から 16 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、横沼地区の集落案件であり、農地中間管理事業を活用した利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らし、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 2 番)</p> <p>島影 盛継 委員</p>	<p>門田地区担当委員より 17 番について説明願います。</p> <p>推進委員 2 番 島影盛継より議案第 17 号 利用権設定の 17 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、認定就農者に対する利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、5 月 11 日午後 6 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員 4 番)</p> <p>渡部 一夫 委員</p>	<p>湊地区担当委員より 18 番について説明願います。</p> <p>農業委員 4 番 渡部一夫より議案第 17 号 利用権設定の 18 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、認定就農者に対する利用権設定です。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、5 月 16 日午前 9 時より地区担当委員 4 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 12 番)</p> <p>鈴木純一 委員</p>	<p>荒井地区担当委員より 19 番から 23 番について説明願います。</p> <p>推進委員 12 番 鈴木純一より議案第 17 号 利用権設定の 19 番から 23 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>19 番から 20 番の案件については、農家間における利用権設定です。</p> <p>また、21 番から 23 番につきましては、和泉地区の集落案件であり、農地中間管</p>

	<p>理事業を活用した利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、5月15日午後2時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員6番) 星 富士雄 委員</p>	<p>川南地区担当委員より24番から26番について説明願います。</p> <p>農業委員6番 星富士雄より議案第17号 利用権設定の24番から26番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>24番の案件につきましては、農業を営む法人に対する利用権設定で、25番から26番の案件については、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、5月15日午後2時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員11番) 吉田 和明 委員</p>	<p>日橋地区担当委員より27番から30番について説明願います。</p> <p>農業委員11番 吉田和明より議案第17号 利用権設定の27番から30番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>27番につきましては、農家間における利用権設定で、28番から30番の案件については、農地中間管理事業を活用した利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、5月17日午前9時30分より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員17番) 棚木 信治 委員</p>	<p>堂島地区担当委員より31番から32番について説明願います。</p> <p>推進委員17番 棚木信治より議案第17号 利用権設定の31番から32番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、農地中間管理事業を活用した利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らし、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員、事務局からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第17号 農用地利用集積計画の作成についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第17号 は原案のとおり決せられました。</p>
<p>会 長</p>	<p>佐藤 恒男 委員 着席</p>

遅参 農地利用最適化推進委員 渡部 政治 委員 着席

会 長

次に報告に移ります。

報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第11号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、及び報告第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についての報告をお願いいたします。事務局より報告願います。

事務局

報告第10号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の1番から9番について、事務局よりご報告いたします。

届出の詳細につきましては、議案書記載のとおりです。

これらの案件は、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。

次に、報告第11号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告いたします。

届出の詳細につきましては、議案書記載のとおりです。

これについては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。

なお、都市計画法上の意見としまして、①届出地内において建築物を建築する場合は、開発管理課と協議してください。②隣接する土地との境界を明確にしてください。③施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮してください。④必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議してください。⑤敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水してください。

との意見が付されております。

次に、報告第12号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。

届出の詳細につきましては、議案書記載のとおりです。

これらについては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。

なお、都市計画法上の意見としまして、

1番3番4番5番6番には、①隣接する土地との境界を明確にしてください。②施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮してください。③必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議してください。④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水してください。との意見が付されているのに加え、

2番には、「令和4年3月28日付で開発行為の申請があり、4月5日現在手続き中ではありますが、本開発行為の内容を遵守すること。」

3番には、「本届出地南側309番を一体的に利用する場合は、開発管理課と協議してください。」

4番には、「宅地開発面積が1,000㎡以上となる場合は、開発許可が必要となるので開発管理課と協議してください。」

5番には、「届出地内において建築物を建築する場合は、開発管理課と協議し

	<p>てください。」</p> <p>7番8番には、「一体的土地利用面積が1,000㎡以上となる場合は、開発管理課と協議してください。」</p> <p>9番には、届出地を含めた土地において、4月26日現在手続き中ではありますが、本開発行為の内容を遵守すること。」との意見が付されております。</p> <p>報告は以上です。</p>
会 長	<p>以上、報告でございます。ご了承願います。</p>
会 長	<p>以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。</p> <p>(午前9時40分 閉会を宣言する。)</p>

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和4年5月20日

会津若松市農業委員会 会長

9番農業委員

11番農業委員